

# 令和元年第4回東大和市議会総務委員会記録

令和元年6月21日（金曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	荒幡伸一君	副委員長	根岸聡彦君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	和地仁美君
委員	東口正美君	委員	中野志乃夫君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

議長	中間建二君	4番	実川圭子君
20番	大川元君	8番	中村庄一郎君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情
- (3) 所管事務調査の協議について

午前 9時29分 開議

○委員長（荒幡伸一君） ただいまから令和元年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（荒幡伸一君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（荒幡伸一君） 元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（荒幡伸一君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（東口正美君） この陳情につきまして、今回いろいろ改めて勉強をさせていただきました。本来この両性の同意で婚姻をすることが認められているにもかかわらず、この姓を変えたくないという理由がこれだけ結婚に対してハードルになっているってということも改めて知りましたし、別姓でいるがために事実婚という、逆を言う那不自然な形をとらざるを得ないってということで悩んで。また、社会的な地位を維持するために、さまざま御苦労があるということを知りました。なので、この別姓を認めることのほうが、よりスムーズに、またすっきりとした形になっていくんだということも改めてわかりましたので、お子様の問題も含めて、別姓でいるために事実婚みたいな形になるよりは、同じ戸籍の中に違う名前の両親の名前があるほうが、よりシンプルにいいのかなってということも思いました。

また、それぞれ男女が社会の中で活躍していくに当たって、キャリアを築いてきた姓、名字が大事だということもよくわかりますので、今回の陳情につきましては、賛成をしたいと思っております。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに。

○委員（森田真一君） 私は、この陳情を読ませていただいて、賛成というふうに思っております。と申しますのは、私自身が今、森田真一——通称使用なんです。戸籍名は鈴木となっています。婚姻の事情と転職の事情などなどありまして、繰り返し職場が動くたびに戸籍名と通称というか、社会から誰々と思われている名前が常に入れかわるっていう不便さをずっと感じてきました。もちろん手間を惜しまずやればやり過ごせるっ

ていう部分もありますけれども、特にこういう仕事をさせていただいておりますと、社会的に浸透した名前そのものが価値であったりもするわけですよ。そういうことを一番肌身で感じてらっしゃるのが議会の皆さんだと思うんですけども、そういったこと1つとってみても、呼ばれたい名前と呼んでほしい、それが社会的に通用するものであったり、また意図しない名前と呼べないということが非常に大切ということが非常に共感をいたしました。

まず、以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） 今回の問題に関して、興味深かったのは、陳情の資料のところにさまざまな勘違いもというところがありまして、まさにそのとおりでと思うんですけども、この間、とにかくこういう問題がね、男女同権の時代にもかかわらず、なかなか通らないところに、この日本の伝統とかいう言葉が出されているところ、本当に象徴的だと思います。やはり今の天皇制のこともそうですけども、明治時代以降の天皇制と、それ以前とはまるで違うものになっている。とりわけ明治から今150年ぐらしかたってませんけども、実際、それ以降のことが全部伝統みたいに勘違いされている。この別姓もそうですよね。家父長制のもとによって、家制度を中心に、これ天皇制を強化するために、そうつくられた歴史がそのまま移行されてね、さもそれが当たり前のようにされてるけど、実際それ以前のもうそれこそ1000年以上とかね、多くの時代は全然違っていたことが、明治以降に急に伝統ですと、急になってね、それを何か勘違いされている中の一環だと思いますし、当然ながら、これはもう別姓で当たり前っていうかな、そういうことで、残念ながら、それがまだできてないっていうかな、認められないちょっと現状が大変残念な形だと思いますし、こういったことはぜひ本当に世論的に上げて変えていくべきだろうと思います。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますか。

○委員（根岸聡彦君） 今陳情者の方から御説明をいただきまして、ありがとうございます。

この陳情趣旨というのは、親子関係やですね、子供の位置づけ、それから家族にかかわる重要な問題であるというふうに認識はしています。核家族化が進んでいく中での、その少子高齢化の歯どめになると、またその別姓が法制化されたから婚姻がしやすくなるといった意見もあるわけですけども、法制化されないことが少子高齢化を推進しているのかというと、そこはまだちょっと違うのかなという、どうなんだろうかという気もしなくはないという感じでありまして、法制化されたことによって少子高齢化に歯どめがかかるといったことについては、もう少し調査研究や議論が必要になってくるのではないかなというふうに考える次第です。

また、別姓が法制化されたことによって、今まで以上にですね、安易に離婚がしやすくなるのではないかという危惧も拭い去ることができないということで、都心部では非常に薄まっている家という制度、そういった意識でありますけれども、地方に行けば、まだまだ家というものが根強く残っているのが現状ではないかと思う次第で、平成30年の2月に内閣府が公表した世論調査の中でということで、賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったというふうな資料の中の記載もあるのですが、平成30年2月5日の予算委員会の中での安倍総理の発言の中でですね、内閣府における調査に触れられておまして、それによりますと、内閣府の世論調査では、反対36.4%、容認35.5%、通称のみ容認が24%、わからないが4%というふうな発言もあるようです。

また、読売新聞の調査では、反対が61%、容認が38%、朝日新聞が、反対34%、容認52%、毎日新聞が、反

対36%、容認51%、日経新聞が、反対52%、容認35%と、それぞれ賛否がさまざま分かれておりまして、一概にどの数字を信じていいということにはなかなかかならないのかなという感じを持っております。こういったことから、我が党といたしましては、もう少し時間をかけて、地方も含めた全国的な機運の高まりを待つ必要があるのではないかと考える次第でありまして、法制化については、ちょっと時期尚早かなというのが意見であります。

○委員長（荒幡伸一君） ただいま3名の方から賛成意見ということで、1名がもう少し時間をかけたほうがいいんじゃないかというような話も出ましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（大后治雄君） 婚姻に関しましては、当該男女の合意のみで足りるというような、成人であればね、足りるというようなところが憲法にもうたっているというようなところではあります。とすればですね、何ていうんですかね、それ以上のことを押しつけられるというようなことというのは、人権上、やっぱり多少なりとも問題があるのかなという気がいたします。氏・かばねに関しましては、やはり明治期以降、明治期以前の先ほどね、中野さんがおっしゃったようなところもありますし、いろいろとその時代によって考え方が変遷してくるというようなところもございます。

現代に戻って考えてみると、やはりこれだけ多様性ということを重要視するような時代になってきていて、皆さんいろいろね、国民の考え方も多様化している、細分化しているということを考えれば、いろんなことを選択できるというようなものを整えるということは、やはり制度上、望ましいのではないかというふうなことを考えます。とすればですね、単に氏・かばねを固定化してしまうような現在の法制度、それも一つの考え方でありまして、それだけではなくて、選択的夫婦別姓ということでもありますから、選択ができるというようなことを制度上、取り入れていくということは、現代の考え方にマッチしていいのではないかというふうなことが私としては考えています。よってですね、時代によっていろんな国民のニーズ、国民の考え方が変わっていくということから考えれば、家の制度というのもだんだんだんだん時代とともに変化していくということがあります。現在の考え方、それからまたこれからね、未来に向かってのことにしましては、未来の方が考えればいいことであって、今現在そういうふうにやっぱりふぐあいがあるということであれば、それを直していくというのは、我々現代に生きる人間の責務ではないかということは考えますので、ぜひともこれは賛成させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 先ほどは個人的な体験から心情としても、この陳情は非常に適切な内容であるという話させていただきましたけれども、もう一つ、この中でも書かれておりますけど、世界から見て、この日本の一つの姓を選ばなきゃいけないという制度は、実態としてここでは96%となっておりますけど、96%の女性が夫の姓を選ばなきゃいけないという、そういう同調圧力というか、強制というか、そういう事実があるわけですよ。これを直していかなくちゃいけないということを繰り返し要請されているわけですから、少なくともそうやって今ほどいろんな方からありましたけど、多様な選択肢が用意されてるってということが、そういった疑念を晴らすっていう意味でもね、必要なことなのかなって思います。

それから、家族的な価値をどうやって担保するのかっていうことを賛成しかねる方は、しばしば口になさるわけですけども、私は内閣府の統計、その調査の結果なんか見てみると、確かに例えば親の姓と子供の姓が変わったときに、子供に何かしら不利益があるんじゃないか、影響を受けるんじゃないかっていう、善意からの

心配をされている方も一定数おられるっていうデータを見ましたけども、先ほど陳情者の方から、委員会室でお話伺った際にも、その点聞いてみますと、そういう心配は実際のその当事者のところではないという、そういう心配はないんだと。むしろ親御さんの、その本人の親の世代の家系の姓を守りたいとか、そういうような真情の発露から夫婦別姓を選ばざるを得ないとかいうようなお話を聞いてみますと、別に家っていうことに対して価値をおとしめるようなね、そういうような立場からこういった要求が出ているわけでは全くないということもわかりましたので、その点についてはね、御心配は要らないんじゃないかなと思いました。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（和地仁美君） このようなことで頭をいろいろ、心痛めている方がいることは存じてはいたけれど、今回の陳情でいろいろと学ばせていただきました。今いろいろと御意見言っていたいただいた方も、婚姻関係のこととか、家族の形っていうところを中心にお話しされているって、まあそこが一番わかりやすい部分なので、あと現実問題として、まあ障壁があるようなところだと思うので、そうなると思うんですけど、全体的に私が感じたのは、これは自由と権利の問題なのかなあっていうことです。これ必ず生まれたときの名字を継承しなきゃいけないっていうことを言っているのであれば、先ほどまだまだね、家の制度とか、そういったところがね、根強い地域もあることは私も東京の出身ではありませんので、そこら辺は非常に肌感としてはわかるところなんですけれども、選択ができるっていうことですので、そのさまざまなそれぞれの人の価値観や文化の中で、いかに自分らしくいられるかっていうことについてどう考えるかっていうのが、これの本質的な問題ではないかなあっていうふうに思ってます。ボーダーレスとかグローバル化っていうことを非常にさまざまな分野でこう促進していくっていう中で、ここの部分についてはどうしてもスタバンというか、ステレオタイプ的になるっていうこと自体は、ちょっとやっぱり違和感、それはどっちがいいとかっていう違和感があるっていうようなところと。

あと、先ほど家族の形をお話しされているところもありますけれども、昨今のいろいろな悲しい事件がありますよね。お子さんをとか、いろいろな部分で。じゃあ、それは同じ姓を名乗っているから、いい家族の土台になるのかというよりも、あとはお子さんの育て方とかっていうのは、親となるその個人というか、親の成熟度というか、その接し方やそういう部分で家族っていうものの形があって、名字が同じだから、そのいい家族が保障されるというものではないというふうにも私は感じますので、このことについては、結婚とか家族というよりも、選択、それから自由、権利、それから一人一人の成熟度とか、自己責任まで言うところちょっと振り過ぎだと思えますけれども、自分がどうありたいかっていうことを周りの環境で自分を決めてもらうっていうよりも、自分自身の中で深く考えるっていう、そういった部分をそろそろ時代的にも、まあ日本のよくないこの周りの世界とか、村社会というものと逆の部分の成熟度を試されているっていうことが本質的な問題ではないかなっていうふうに今回の陳情で考えました。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（荒幡伸一君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました、元第1号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（荒幡伸一君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

正副委員長で協議した結果、まず1つ目として、前任期の総務委員会において、本委員会が所管する部分について、総務部と連絡を密にとり、その報告を受ける必要があるのではないかということから、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関することを立ち上げましたが、前委員の任期満了とともに、調査が終了しているため、今任期においても同じ内容で所管事務調査を行いたいと考え、お手元に所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する所の管事務調査通知書（案）を机上配付させていただきました。このことにつきまして、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） それでは、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関することを所管事務調査の調査事項とすることよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） それでは、所管事務の調査事項とすることとし、後ほど調査目的、調査方法、調査期間を含めて改めて決定したいと思います。

それでは、そのほかの所管事務調査の調査事項について御協議をいただきたいと思います。

正副委員長といたしましては、将来に向けた持続可能な行政運営を進めるためには、転入の促進及び転出の抑制による定住人口の増加を目指すことが必須であり、そのためには今日の自治体間競争において、一定の優位性やプレゼンスを獲得して、東大和市の魅力を高め、また内外に発信することなどの事業が重要でありますことから、市の魅力を高めるための施策についてを所管事務調査として行いたいと考えております。このことにつきまして、またそのほかの調査事項について御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（中野志乃夫君） 市の魅力を高めるためのということの所管事務調査ということでもいいんですよ。人口定住云々ということですね、この間、東京都の最近の資料を全部見ると、とにかく人口を誘導して定着させるっていうことは、やっぱり行政単位ではほぼできないっていうかな、東京都の見解は。やはりそれはちょっとほとんどね、うまくいった例がないという見解が強く出てるので、そっちのほうに目的を置くんじゃなくて、市の魅力をいかに高めるかっていうね、点だったら賛成できると思ってます。

○委員長（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（荒幡伸一君） よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

本委員会におきまして、所管事務調査事項を1、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、2、市の魅力を高めるための施策についてとし、調査目的を現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するためとし、調査方法を担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行うこととし、調査期間を調査が終了するまで、なお、閉会中においても継続して調査することができるものとする事で決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を、閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（荒幡伸一君） これをもって令和元年第4回東大和市議会総務委員会を閉会いたします。

午前 9時55分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 荒 幡 伸 一